

令和4年度第2回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	令和4年9月6日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令 和 4 年 9 月 13 日		午 前 10 時 00 分	
開 閉 宣 告	散	会	令 和 4 年 9 月 13 日		午 後 2 時 18 分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み
	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人
	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治
	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行
	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清
	6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治
会 議 録 署 名 議 員	6 番	魚 住 憲 一	9 番	久 保 田 武 治		
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生 涯 学 習 課 長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	塚 本 健	生 涯 学 習 課	矢 立 健		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住 民 ほ け ん 課 長	岡 本 雅 博		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住 民 ほ け ん 課	久 保 田 大		
	総 務 課 長	仲 川 広 人	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課	金 子 め ぐ み	福 祉 課			
	企 画 観 光 課 長	林 田 浩 之	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企 画 観 光 課	佐 々 木 英 人	建 設 課			
	危 機 管 理 防 災 課 長	椎 葉 純	農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明		
	危 機 管 理 防 災 課	大 森 博 範	農 林 整 備 課	長 田 憲 士		
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋		
	農 委 事 務 局 長	小 田 章 一	産 業 振 興 課			

会 議 に 付 し た 事 件

同意第1号	一般質問 教育委員会委員の任命について 多良木町議会議員の派遣について
-------	---

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、一般質問を行います。

5 番村山昇さんの一般質問を許可します。

5 番村山昇さん。

村山 昇君の一般質問

○5 番(村山昇君) おはようございます。それでは一般質問を行いたいと思います。

まず 1 番目に、ふれあい交流センターえびすの湯の今後についてということであげさせていただきます。

この問題につきましては、一般質問等で色々と今までもあがってきておりましたけれども、町長の本年度の施政方針の中で、えびすの湯を考える。えびすの湯は住民の皆様が働いておられる雇用の場であり、福祉目的ということならば、多少の赤字はやむを得ないという考えでこれまで運営されてきたところです。しかし現在は、年間約 4,000 万円の赤字を計上し続けています。これ以上、多額の一般財源を投入しながらの経営は政策的に見ても住民の皆様のご理解を得ることは難しく、その許容限度を超えているのではないかと考えます。施設そのものも老朽化しており、毎年の修理代もかさんでいます。福祉目的の施設のため、入館料を現状維持としてきましたが、入館料を値上げする、あるいは営業日を少なくする方法で対処しても、劇的な改善は難しいだろうというのがこれまでの試算に基づく判断でした。いずれにしても黒字に転換は厳しい状況のため、令和 4 年度に諮問機関を設置し、今後の施設の在り方を探っていきたいと考えています。継続的に利用していただいている方々、施設で働いている方々、ブルートレインの宿泊者の方々がいらっしゃいますので、いくつかの解決しなければならない課題が見えてくると思います。利用者の皆様からはお叱りを受けますと思いますが、どこかの時点で実行に移さなければならない事案です。新年度より諮問会議の論議に乗せていきたいと考えています。

以上の内容が多良木の広報に掲載され、町民の皆さん方に配布をされております。これが広報がいった時点から、「えびすの湯はいつまでですか。」あるいは「えびすの湯は閉館するんですか。」「えびすの湯はやめられるんですか。」「私たちはやめてもらえば困ります。」というような声が聞かれておりました。

そういう中で 6 月 15 日付けで、ふれあい交流センターえびすの湯に関するアンケートの実施がなされております。これは日頃より多良木町ふれあい交流センターえびすの湯について、ご理解、ご利用いただき誠にありがとうございます。当施設は、開館して 25 年が経過しております。毎年約 4,000 万円強の行政コストをかけながら営業しているのが現状です。別紙資料等を入れながら、コスト縮小に向けて、運営方針や現状の見直しを実施していかなければならないと考えていますというようなことで、多良木町の約半数の世帯を対象に住民のアンケートが実施されております。

この資料の中にもありますように、えびすの湯は平成 8 年に町民の健康増進と福祉の向上及び地域間交流の促進を図るために設置された施設でございます。内容等について、あるい

は料金表、あるいは職員の勤務体制、それから5年間の過去5年間の入館者数等について資料を入れながら、また収支の状況等について、支出あるいは収入、その差額、5年間の平均等が入っております。

そういう資料の中で設問が12項目にわたってされております。その中には意見等も、お客様の意見というなことで書く場所もありましたけれども、そういうアンケートの中で今回、住民の意見としてどういう意見があったのか。またその意見の中には、今後の施設を継続して運用していく参考となるのはどういうものがあったのか。それをまとめて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、関係課長の答弁を許可します。

岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） おはようございます。それでは、お答えさせていただきたいと思います。

えびすの湯に関するアンケートにつきましては、6月の下旬から7月末にかけて、町内全世帯の半数に当たります1,842世帯を無作為に抽出いたしまして、回答のお願いをしたところでございます。その内ご回答いただいたのが621世帯、お願いした世帯の約34%、30%強の回答率でございました。

このアンケート結果につきましては後日、議員懇談会あるいは全員協議会の場で資料を皆さん方にお渡しをして、詳しく説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。本日はかいつまんで答弁をさせていただきたいと思います。

まず回答された方の利用頻度でございますが、過去1年間に一回以上利用された方が27%、一度も利用されることがないと答えられた方が73%でございました。

今後の運営方針にお尋ねしておりますけれども、現状維持と言われる方が14%、料金の改定という方が22%、営業時間の変更と言われる方が13%、他の施設との統合が17%、これらを合わせますと、何らかの方法で継続を望まれる方が66%いらっしゃるということでございます。一方、廃止と答えられた方は21%という結果でございます。

今後の施設を継続的に運用していく参考となる意見でございますけれども、まずは顧客を増やす方法としてイベントの開催、飲食品の販売や飲食店の設置、家族風呂の改築を含む施設のリニューアル、こういった意見があったようでございます。

この他ですけれども、えびすの湯の施設内におきましても、よく利用されている方を対象に調査を行っております。回答された方が59名の方でございまして、その方々の今後の運営方針についての答えでございますが、現状維持が24%、料金の改定が44%、営業時間の変更が20%という結果となっております。

今回、多くの方々からいろんなご意見をいただいておりますので、その意見をしっかりと検証しながら、今後の協議に反映できればというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） はい、住民の意見、パーセントで色々と答弁をしていただきましたが、実は私も平成8年10月開館以来、ほぼ毎日利用をさせていただいておる一人でございます。

そういうことで毎日、色々この問題が出ましてから、利用される方々から意見が出ております。私が聞いた2、3話してみますと、「えびす温泉がなくなれば行くところがないし、友達と話もできん。少しでも思っけて寄附してきた。」何か役場に寄附されたそうですけれども、金額的にはいくらかわかりません。「今までボランティアが生き甲斐だったけど、このお湯に来て皆さんと話ができるのが一番の幸せです。なくなれば寂しい。」「一人で暮らしていても草取りぐらいで、何も話すことがなく、ここえびすの湯に来たら、何人もの人と話ができ、痴呆にもならず良かとよね。」「ここは癒やしの場、癒しの湯、この一言です」というような、これは2、3の皆さん方の、利用される皆さん方の意見、こういう意見

を聞いたわけですが、お年寄りの中には小遣い銭をためながら、ここがなくなればというなことで役場の方に、いくらかでもというな、赤字というのが非常に頭にあったふうで、少しでもというなことで寄附をされたそうです。

これについては誰かご存じの方いらっしゃいますか。誰も受け取っていらっしゃいません。答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

総務課の方に寄附の方は持ってこられました。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） はい、そういうことで利用者としては色々と、えびすの湯は生き甲斐のようなことで毎日来ておるというなことでございます。金額的ではなくして、やっぱりその思いというのが伝わってくるんじゃないかなというふうに私思いましたので、ここで申し上げさせていただいたわけでございます。

今後もこういう意見等を参考に協議をなされるだろうと思っております。

次に2番目の、現在の赤字幅が大きいと聞くが、仮に入館料等を値上げするとして、採算ラインは金額にしてどのくらいになるのか。現在、町が考える具体的な金額はどのように考えられているのかというなことであげておりますけれども、このえびすの湯につきましては、今4,000万円強の赤字が出ておると、収支の差があるわけですが、平成24年、25年につきましては、指定管理者の導入をしております。そのときにも3,400万から3,600万ぐらいの支出が出されております。その時にはもう収入は役場の方には入っておりませんが、支出だけが上がっております。

それと民間等に業務を委託したり、また修繕等で5,000万を超える差額が出たときもあるようでございますけれども、このアンケートの中にも収入についても内容が書いてありますが、料金表についても大人、子ども、65歳以上、3歳未満、3か月券というなことであげてあります。

またこの収支についても5か年の入館者数で5か年の平均を割りますと、約一人当たり一回の720円がかかっているというなことを書いてありますが、こういう内容の中でいくらならば採算に合うような金額が出るのか、そういうのを計算された事があるのか。具体的な金額があれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） はい、お答えさせていただきたいと思っております。

えびすの湯の採算ラインにつきましてはですけども、アンケートに参考資料として掲載しておりますとおり、過去5年間の利用者数と収支を基に計算をいたしますと、一人当たり約720円行政コストがかかっているということになります。

この金額をどうするかということでございますけども、このように単独の施設として継続していく場合、あるいは他の施設との複合施設にしていくのかでも全く違ってきます。

当然この条例にありますとおり福祉という目的でありますならば、いくらまで行政コストをかけていいものかということによりまして、この単価というものは変わってくるだろうというふうに思っております。町民の健康増進、福祉の向上及び地域間交流としての位置づけをどう考えるかによって、随分と変わってくると思っております。

具体的な金額につきましてはこれから協議をしていかなければなりませんけども、施設を利用されている方々からも利用料金の改定につきまして、負担をやむを得ないとアンケートに回答されることもおられるようでございますので、料金の改定に関しましては、現在の価格よりも若干高くはなるかもしれませんが、いくらというところまではまだ計算はしておりません。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） 隣接の町村にもこういう温泉等がございますけれども、入館料等についても多良木のえびすの湯は安い方じゃないかなというふうに思っておりますし、またそういう内容の中で色々と金額等については検討をされるということでございますので、採算がとれるような、アンケートの中にもあげていいですよと、3か月券はいくらぐらいまでいいですよとか、大人一回いくならいいですよとかいうような具体的な金額等も出されてる方もいらっしゃると思いますので、そういうのも参考にしながら、採算ベース、行政の中でですね、あるところまでできましたならば考えていただきたいというふうに思っております。

次に3番目の、今後の協議の流れと、どのような段階を踏んで協議が進められる予定になるのかというようなことであげております。

この執行部の方からいただきました多良木町の行政経営プラン、この中に、事務事業の見直しの中に施設運営事業の見直しということで、えびすの湯や堆肥センターなど、施設管理維持費用と事業効果を精査し、今後の運営について見直しを図ります。またえびすの湯の事業見直しとして、施設の老朽化や維持管理費用の増加、利用者数の減少など、今後の運営について廃止や民間委託等を含め検討し、経常赤字の軽減など事業見直しを図るというようなことでプランがあります。

3年度につきましては運営事業の検討見直しという期間であっております。4年から6年までに施設の点検等を行って、令和7年度に大規模改修というようなプランがあります。目標としては、施設の存廃を含めた方針の決定というようなことでプランがあげられております。

そういうことで、内容としてどのような段階を踏んで協議がなされるかと。そういう予定についてここにあげておりますけれども、これ、施政方針の中にもありましたように、諮問委員会で論議をするというようなことがなされております。町長が言われておりますが、この諮問委員会の資料としてアンケート等が取られたらと思うしております。

それを参考に諮問委員会が協議されると思いますけれども、この諮問委員会の委員の選定ですけれども、これは公募を新たにするのか。または町が選定の委員構成となるのか。または既設の委員会をもって諮問委員会とするのか。その点について、まず答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（岡本雅博君） お答えさせていただきたいと思っております。

今後のスケジュール等でございますけれども、アンケートの集計が終わりましたので、早速、プロジェクトチーム、これ庁舎内の関係課での組織でございますが、こちらで検証していきたいと思っております。

アンケートの内容につきましても、諮問委員会でたたいたものをアンケートとして出したということではなくて、まだ庁舎内のプロジェクトチームで協議をした結果、アンケートを発行したというところでございます。

また今後、庁舎内のこのチームで検証、検討していたものを、ある程度たたき台ができたものを議員の皆様への協議の場、それから諮問委員会の諮問ということで今後やっていきたいというふうに思っております。

ご質問の諮問委員会でございますけれども、地方自治法の規定に基づく多良木町まちづくり推進委員会というものが設置されております。その設置条例におきまして、所掌事務の中にまちづくりの推進と行政改革の推進という項目が含まれております。

先ほど議員ご質問の中に、行政改革プランというのがあったかと、経営プランですね、があったと思っておりますが、そちらのプランにつきましても、このまちづくり推進委員会で協議を

なされて策定に結びつけているところがございます。

また、委員の方につきましてですけども、農林業や商工業、金融機関、それから各種団体などから幅広く就任いただいておりますので、このまちづくり推進委員会への諮問を今後やっていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） まちづくり推進委員会というようなことで、諮問がなされる委員会でございますので、そういう委員会を使ってやるということで進められるということでございますが、これえびすの湯の今後について、最後に町長の考えを聞きたいと思いますが、こういう諮問委員会に論議を協議をお願いする、そういう意見をまとめるに当たって、町長が想定しているこのえびすの湯の今後についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、諮問委員会としてはまちづくり委員会をお願いすることになりますが、まちづくり委員会の方にもですね、なるべくたくさん資料を提供をして、総合的に考えていただきたいというふうに思っています。

多良木町の場合は、今、議員おっしゃったえびすの湯もそうですけれども、その他に堆肥センターも古くなっております。

これまで、前、ちょっと申し上げたことがあります、たらぎ保育園とくめ保育園、これ昔、第1保育所と第3保育所というふうに言っていましたけれども、こちらの方を民間に委託をしました。社会福祉協議会の方で民間委託を受けていただいて、現在そちらの方で運営をさせていただいておりますが、運営状況は非常にいいということで、町の方としては、約9,000万ほど、1年間に9,000万ほど節約ができております。一般財源の持ち出しがなくなりましたので、非常に助かっているというところはあります。それから社会福祉協議会の方はですね、措置費が国の方から来ますので、民間委託の場合は一般財源の持ち出しがないということで、それはそれで独立採算制で非常に良好な形で、今、基金の積立てもできております。

それから現在、議員の皆さん方のご理解をいただいて、多良木学園が民間委託ということで今、進んでおりますけれども、今あの指定管理者になっていただいております。その指定管理者も令和4年度までで、令和5年度からつつじヶ丘学園様の方に民間委託をするという準備が今、進んでいるところです。

そして次がえびすの湯、そして最終的には堆肥センターあたりもその射程の中に入ってくるんだと思いますけれども、まずあのえびすの湯に関してはですね、今、議員おっしゃったように、たくさんの方が利用していただいている。そして無くなることに限っては、非常に皆さんそれは困るというふうに言ってらっしゃる。そしてえびすの湯が自分の唯一の楽しみであると。

実は先日、区長さんたちの会議をさせていただいたんですが、その区長さんたちの会議の時もですね、会議の項目にはそういうのは無かったんですけど、ある区長さんの方から、自分は体育館でトレーニングをして、その後えびすの湯に入るというのが自分の一番の楽しみであると。だからえびすの湯は無くさないでほしいというふうにおっしゃったんですけども、確かにそれぞれ色々な方々の考え方が今、交錯した状態で、混沌とした状況になっているんですが、ただ一つだけ間違いないのは、4,000万以上の赤字が今計上、毎年、不採算部門が計上されているということですので、えびすの湯をこれからどうするのかについては、軽々に、こういうふうについていうのはなかなか言いにくいんですが。

実は副町長ともちょっと話をしていたんですが、えびすの湯は町の中心に、ほぼ中心に。これあの前の町長さんたちがですね、色々苦勞されて、駅を中心に大きな施設を集めて、そして多良木町の発展を図ってこうということで、そういう計画のもとに駅周辺開発事業とい

うのが始まりまして、そして今の形になってるわけです。

やはり大事な場所であるということはもう十分わかっておりますし、先ほど議員も冒頭におっしゃいましたように、勤めている方がいらっしゃる、そして利用している方がいらっしゃるというところを簡単にというのはなかなか難しいと思いますので、じっくり考えた上で皆さんの多数のご意見に従ってですね、皆さんがもう納得いただけるような形での解決、なかなかその納得できないということも少しはあるかもしれませんが、皆さんのご意見を集約したところで、なるべく皆さんの納得のいくようなこれからの展望を開いていければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） 今、コロナ禍で、2年ぐらい前から入館者数等も減ってきておりますけれども、減ったといっても、やっぱり230人、毎日230人から250人近い方々が利用をされております。

そういうことを考えて、また入館料等についても、残すためなら上げても私たちは利用しますよというような声も利用者の中には大半あるようでございますので、その点を含めたところで、この諮問委員会の中にも十分、町長の意見として反映させていただくように希望しておるところでございます。

もう廃止というようなことは噂として出回っておりますので、その点がいくらかでも和らぐようなことで、まだいつかは赤字を改善しながら、どうか営業していきますよという方向でやっていただきたいというふうに思っております。

これでえびすの湯については終わりたいと思います。

次に、危機管理についてということであげております。多良木町の危機管理防災等につきましては、課が設置されて色々と町民の安心・安全な暮らしをするために、職員の方を初めとして頑張っていると思います。

また先月28日の日にも、命を守る地区防災計画というようなことを各行政区に作成をお願いする研修会等も開かれておるようでございます。

そういう中で、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金というようなことで利用しながら、この危機管理の避難場所等について改修がなされておる町民体育館、これをまた改修を行うというようなことで聞いておりますけれども、これまでも町民体育館の改修もなされたようでございますけれども、これからまた改修を行うというようなことも聞いておりますので、これまでの改修と、それからこれからどの程度の改修がまたなされるのか。それについてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

これまでの町民体育館の改修と、これから行う改修についてということで答弁いたします。

これまでの町民体育館の改修についてでございますが、まず既存の天井が吊り天井であったために、地震対策軽量天井に改修がなされております。その他、玄関に向かって右側に使用していない井戸がございましたので、そちらを災害用井戸として改修を行っております。また体育館の東側にマンホールトイレを10か所整備をしております。

今年度におきましては、町民体育館の玄関入り口部分を全面スロープの設置、またトイレが和式トイレでございますので、そちらを男女それぞれ1か所ずつ洋式トイレへの改修を予定しております。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） 今の答弁では吊り天井等の問題、スロープ等についてはなされた。今後、便所、トイレを行うと。

トイレについては、場所は今の場所を改修するわけですか。どういうふうなトイレになる

のか、その点についてお答えください。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 君） お答えいたします。

トイレにつきましては町民体育館内にあります、男女それぞれ一つの和式トイレを洋式トイレに改修するものでございます。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） 和式を洋式にするということ、現在ある部分を改修するだけですね。はい。

今、色々と避難場所についてのトイレが一番な場所でございますので、そういう箇所についての改修がなされるということとっております。

次に2番目の、現在、災害時の備えとして、社会福祉協議会の横、またえびす神社の横等に備蓄倉庫として建設してありますけれども、他にも久米地区、黒肥地地区、他の場所にもまたたくさんそういう備蓄倉庫等があるようでございますけれども、今回また町民体育館に隣接した場所に備蓄倉庫を新たに設置すると聞いておりますけれども、その場所はどこで、どのような備蓄倉庫になるのか。

また構造と収容物はどういうものを考えているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

備蓄倉庫の場所につきましては、町民体育館駐車場の国道側の一角に設置を予定しております。

構造につきましては軽量鉄骨造りの平屋でございます、倉庫の幅が約9m、奥行きが約5.8m、高さが約3m、面積は53.09㎡でございます。また雨天時の物資搬出作業のスペース確保のために、奥行き約2.7mの下屋の設置も予定しております。

この倉庫内への収容物につきましてはでございますが、本町最大の収容人数でございます町民体育館を避難所として開設した際を想定しまして、間仕切り用のテント、また段ボールベッド、畳、毛布、町民体育館にはマンホールトイレを整備しておりますので、そちらのマンホールトイレ用の便器、またテント等を収容しまして、早期の避難所開設ができればと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） はい、体育館の敷地内の駐車場の隅に国道側の隅に作ると。

面積は53平米ぐらいということだそうですので、それには今、収容物等も言われましたけれども、体育館の避難場所として、間仕切り、あるいはベッド、畳、そういうのが収容されると。

それはもう、今はまだどの倉庫にも入っていない、新たに体育館用として利用される分を収容するということですか。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） お答えいたします。

段ボールベットですとか、間仕切り用のテント、そちらはあのえびす神社裏の備蓄倉庫に備蓄をしているところでございます。

ただ大地震等が起きた際には避難所の早期の開設が必要ですので、そちらからの物資の搬送はちょっと時間がかかりますので、そちらのえびす神社に備蓄している分を今回、町民体育館の備蓄倉庫を整備しまして、そちらに移動させたいということで考えております。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） 今、収容している分を町民体育館に使う分については、町民体育館の横の備蓄倉庫に移動すると。

新たに買うという物はないわけですね。新たに買うものが何かあるならば答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） 新たには特には考えておりません。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） 今は備蓄倉庫に資材等が備蓄してありますけれども、その分を町民体育館の避難場所に使う分については新たに備蓄倉庫を作って、そこの備蓄倉庫に収容するということだそうです。

災害時においても、いろいろ避難場所等も整備をされるような段取りをしてありますので、町民の皆さん方も安心して避難がされるんじゃないかというふうに思っております。

こういう防災等について今後、力を入れていきたいというな意気込みでございますので、最後に町長、防災についてのまとめをお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 昨日も防災に関して議員の方からご質問がありました。その時に申し上げたことですが、やはり逃げ遅れを防ぐというのが、これからの防災の一番の重要な点ではないかと思えます。

7月豪雨の時も、私は次の日に、4日の日に、4日ですね、球磨川見に行きました。牛島の方までずっと行ったんですけど、もう堤防ぎりぎりまで水が来ておりましたですね、やはりなんていうか、この辺りはそのままにしておいたら怖いというのが一番でした。宮本電機さんのところまで行ったんですが、あそこ行けなくてですね、手前から見たら駐車場あたりも冠水しておりました、事務所の方には、工場の方には上がってなかったんで良かったなと思ったんですけども。

その時も、やはり河道掘削と樹木伐採をやっておいて、たまたま偶然なんですけど、やっておいていただいたので、これは地元ですね、国会議員の先生あたり、それから国土交通省の方をお願いをして、災害復旧と樹木伐採と河道掘削をやっていただいたおかげで牛島地区、それから蓮花寺、それから多良木も町の王宮橋を越えたところの堤防より低くなってる場所ですね、ああいうところは助かったのではないかなというふうに今思っています。

あれがもし、前もってそういう措置をしていただけてなかったら、かなりの被害が出てたのではないかなと、今にしてやっぱりちょっところ、怖いような気もするんですけど、しかし多良木町は災害から免れましたので、今度はそういう災害を起こさないように、これからもですね、やはり一つは土砂を掘削してもまた次の年には上の方から土砂が流れてきますので、いちごっこにはなるとは思うんですが、河川整備計画の中でですね、河道掘削と樹木伐採はやるというふうに明記してありますので、多良木町が災害に遭わないように、これからも色々な方向にご相談しながら、要望等も行っていきたいというふうに思っております。

それから体育館の避難所になりますけれども、避難所は牛島地区の方がいつも来られてて、区長さんを先頭にしてですね、来ていただいて、ご協力をいただいているんですが、やはり本番のときは、練習のときにやったことしか、なかなか本番ではできないというふうなことも聞いておりますので、是非、訓練の方をですね、危機管理防災課の方も訓練を計画しておりますので、是非、皆さんにご協力をいただいて、多くの方々が災害から逃れられる、そういう方法をですね、自分で体得をしていただければなというふうに思っております。

災害に強く、人に優しいまちづくりというのを掲げてましたけれども、やはりそれは一人一人の気持ちの中に、やっぱりいつどこで災害が起きるかわからないという意識を常に持ちながらですね、自分自身がやっぱり動いていただく、それから危ない時には消防団の方々もですね、手伝っていただきますので、ご遠慮なく町の方にこういう所が危ないからとか、こうしてほしいというのは、もうどうぞご遠慮なく危機管理防災課の方にお伝えいただきたい

と思います。全力で対応したいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

昨日、岡山県の倉敷市と総社市のお話をちょっとしましたけれども、倉敷市の方は川の堤防より低い所があつて、そこは多分、大雨が降れば堤防を越えて水が来るだろうということはわかつてたんですが、なかなか近所との連絡が取れなくて訓練をやっておられなかったということで、倉敷市の方はかなりの方が亡くなつておられます。しかしお隣の総社市の方はですね、そういう訓練をずっとされてたということで、地区の住民の方々は誰が誰を車に乗せて高台にお連れするというのも全部決めてあつて、障害を持った方、ご高齢の方々全てそこの区長さんの方ですね、代表の方が把握されていて、メンバーが何人かいらっしゃる、いらっしゃったんですが、その方々と協力して、最終的には一人の被害も出なかったということがあります。

その本を読ませていただいたときに、やっぱり逃げ遅れゼロにして、人的被害を絶対出さないという気持ちでこれからの災害対応に当たっていきたいと思ひますので、また議員の皆さん方のご指導をですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋裕子さん） 5話。

○5番（村山昇君） はい、町長の町民の命を守る、危機防災管理について意気込みを聞きましたので、これで私の一般質問を終わりたいと思ひます。

○議長（高橋裕子さん） これで5番村山昇さんの一般質問を終わります。
ここで暫時休憩いたします。

（午前10時51分休憩）

（午前10時58分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に6番魚住憲一さんの一般質問を許可します。

6番魚住憲一さん。

魚住 憲一君の一般質問

○6番（魚住憲一君） 通告に従ひ一般質問を行います。

質問事項1、県道人吉水上線改修の進捗状況について。

熊本地震、令和2年7月の豪雨災害、コロナ禍があり、県の方もなかなか予算がつけがたいとは思ひます。人吉水上線は一部が改修されて以来、進んでいません。

そこで(1)県道人吉水上線について平成31年に第3工区が改修されて以来、進んでないようだが、本町をはじめ、他町村についても利便性において迷惑をかけている道路である。その後の経過はどのようになっているのかを伺いたひと思ひます。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、関係課長の答弁を許可します。

林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） それでは、県道人吉水上線についてお答えいたします。

現在、人吉水上線におきましては、1工区、人吉側を起点といたします、ちょうどパークさんがあるところになりますけれども、あちら側から160mの区間の入札が8月15日に実施され、既に契約は完了している状態であります。

1工区につきましては、その160m区間につきましては受注者の準備が出来次第、工事に着手される見込みであります。

また水上側、終点側になりますが、3工区につきましては用地取得が一部難航しており、この用地取得が完了次第、工事を進めていかれると伺つておる次第でございます。

○議長（高橋裕子さん） 6番。

○6番(魚住憲一君) 1工区の方はもう入札が入って、多分、里の城から橋までの入札だと思いますけど、あそこの用地買収は大体済んでると聞いています。

それと3工区の方は自動車学校手前の山林の部分だと思いますけど、まだ期限的にはどのぐらいかかるか、そこは県の方はまだわからないということでしょうかね。それを伺いたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 林田建設課長。

○建設課長(林田裕一君) ご質問のありました3工区ですが、一部用地、今現在、交渉中とのことで、早ければ年度内には用地取得ができるのではないかとというふうには伺っておりますが、まだ何せ交渉中ですので、今のところは工事着手は不明でございます。

○議長(高橋裕子さん) 6番。

○6番(魚住憲一君) やはり3工区のところは、字図修正で多分時間がかかっていると思いますから、これはもう時間をかけないといけないかなとは思っています。

それでは(2)の本町議会でも2度にわたり現地を視察し、振興局土木部に要望してきた経緯がある。最近頻繁に早期改修等が地元の要望を受けるが、町はどのような動いているのか、伺いたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 林田建設課長。

○建設課長(林田裕一君) お答えいたします。

町の動きとしましては、早期整備を行っていただきたく、毎年度、多良木町土木推進協議会、これは県への要望活動の会でございますが、その中で要望活動を行っております。

本年度も8月24日に町長、副町長、建設課長、建設係長で球磨振興局へ出向き、本町の要望書を提出し意見交換を行っております。

その際、県からは今年度の国土強靱化予算と令和5年度予算を活用し、1工区の道路改良工事の加速化を図ると回答を得ているところでございます。

○議長(高橋裕子さん) 6番。

○6番(魚住憲一君) 用地の収用のことをよく聞かれますが、個人情報のこともあり、なかなか聞くことはできません。

そこで(3)の第1工区についての用地の収用等ほどのくらい進んでいるのか。また、第2工区は現道拡張なのかバイパス構想なのか、県はいつから工事に取り掛かるのか、答えられる範囲で伺います。

○議長(高橋裕子さん) 林田建設課長。

○建設課長(林田裕一君) 1工区の用地取得につきましては、本年度内には全て契約完了見込みと伺っております。

また2工区につきましては、現在、県の方としましてはバイパス案と伺っております。

次年度以降、この2工区につきましては現地測量を実施した後、設計を行う予定と聞いています。また工事につきましては、用地交渉の進捗状況を見ながら着手されるものと推察いたします。

○議長(高橋裕子さん) 6番。

○6番(魚住憲一君) 2工区の方はまだ設計の方はできてないと思いますが、これを町長にちょっとお尋ねいたしますけど、第2工区は現道拡張かバイパス構想の方は、町長はどう思われているか、それを伺いたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) 実はその件については県の方に直接お尋ねしたことがあるんですけど、地元の住民の方は、住民の方々に委員会を作っておられるんですね。

その委員会の中でいろいろ協議されて、最終的にバイパス構想ということになって、県の方にはその形で申入れをされてるということが一つはあって県の方はそれを尊重してバイパ

ス構想というふうになってると思うんですが。

住民の方々の中には、できれば現道拡幅をお願いしたいという方々も実際はいらっしゃるんです。右をかけても左をかけても自分たちは異議申立てはしないので、現道拡幅をお願いしたいということなんです。

この間、ちょっと県の方にお伺いしましたら、現道拡幅にもしやるとしたら収用等々があるので、かなり時間がかかるだろうと。要請に応えられるまで、相当待ってもらわなくてはいけないので、今は県の方が、設計はまだできてませんが、県の方が計画するとしたらバイパス構想であるというふうに今、伺っております。

じゃあですね、そのどこからバイパスになるのかとかそういう情報は一切入ってきておりませんので、ただ、今は第1工区を優先的に頑張ってもらってですね、なるべく第1工区の最後の地点まで、早期に現道を拡幅していただいて、そしてできれば早くバイパス構想もしていただいて、あそこをなるべく皆さんに利便性のいい形で提供できるようにしたいというふうに県の方ではおっしゃってますので。

ご希望、皆さんのご希望としては両方あります。現道拡幅とバイパス構想、両方あるんですけども、県の方ではやはりその時に作られた、もう大分前になるんですが、黒肥地地区の有識者の委員会というのが作られておまして、その方々の中で協議をされてバイパス構想というふうになっているようですので、それを県は尊重してバイパス構想にするというふうな話に今のところなっているようです。

○議長（高橋裕子さん） 6番。

○6番（魚住憲一君） はい、私の方も現道拡張をお願いします。ちゅう話をよく聞きますけど、県の方がやはりバイパス構想と言われれば、そちらの方が時間的には早くできるという計画があれば、そちらの方を地元の方には説明して私はいきたいと思えます。

今度は(4)の、この間、人吉水上線に関する要望として、町長は県に対し具体的にどのような要望をしてこられたのか。いつどこで、具体的に。

また、県道人吉水上線の県に対する要望の優先順位はどこに位置しているのかを伺いたいと思えます。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 議員が質問の冒頭です。おっしゃいましたように、今まで振興局の土木部長と数名の方々土木部から来ていただいて、地元の国会議員の方々と多良木町の議員の方々と、これまで2回、人吉水上線に関しての要望活動を行っていただいております。ありがとうございます。このことによってですね、事態がかなり進んだと思えます。

現実的にはまだ現象面としては現れておりませんが、しかしその2回のお願いによってですね、最初は〇〇さんという、〇〇部長、それからそのあとは〇〇部長という方、2回来ていただきまして、話を聞いていただきましたので、そのことが非常に大きな原動力になってると私は思っております。

この4番目の質問に関しましてですね、優先順位というのがありますけれども、これはずっと人吉水上線の優先順位は、要望の中の上位にあげております。優先事項としていくつかあげております中の上位にあげているということです。

私が行ってきた要望活動ですけれども、これまで7月豪雨で被災された市町村のですね、被害があまりにも大きかったもんですから、というのが、私たち要請して、私が29年に今の職につきまして、ずっとお願いをしてきて31年にあそこの黒肥地の3区のところ、第3工区が何とかできたということで喜んで、じゃあ次は第1工区というにその時意気込んでたんですが、その後、平成31年は令和元年でありますので、その次の令和2年の7月にああい豪雨が襲いましてですね、非常に大きな被害が出たということで、熊本県の主力が人吉、

それから山江、相良、球磨、芦北、八代、坂本ですね、の方に行って、まず災害復旧であるということで物事がずっとこれまで進んできました。

なかなかそういう優先事項がある中で、多良木町のことはなかなか言いにくかったんですが、しかし個別にはですね、振興局の局長、あるいは振興局の土木部長にはお願いはしてきたところです。

ただもう2年経ちましたので、災害まだまだ未だ災害復旧できてないところが多いんですけども、しかし多良木町の要望もそろそろ言ってもいいんじゃないかなという時期に来ておりましたので、今まで折に触れ言ってきたんですけども、実は7月28日のですね、午後4時30分から9名の町村長で福岡の九州地方整備局の方に伺いました。この時は球磨郡町村の管内の主軸事業の要望ということだったんですが、この人吉水上線の要望もこの中に織り込んでおりましたので、ここに人吉の球磨振興局の土木部長の〇〇部長も見ておりましたので、人吉水上線の早期改良について、九州整備局長にお願いをしました。

その時に九州整備、九州地方整備局の局長の方は、前ですね、人吉球磨にもいたということで、それが川辺川事務所なのか八代河川国道事務所なのか、ちょっとそこを確認はしませんでしたけども、こっちにいたということで、人吉から水上に通る道は多良木の所だけがまだ通ってませんもんねっていうにおっしゃってましたので、多良木のことは確かご存じだと思います。

熊本県が仕事をするにしても、やはり国からのお金が来ないとなかなか進捗を望めませんので、まずは国からということで九州地方整備局の局長に、この7月28日にお願いをしております。この局長はですね、多良木のことをよくご存じでして、今回、河川の掘削のことでちょっと話されまして、多良木が災害に遭わなくて7月豪雨の時はよかったですねというなことを言われましたので、その話は多分ご存じだったと思います。

そのあとですね、8月19日の午後2時から県庁5階の応接室で、9名のやっぱり町村長によります蒲島県知事に対する要望活動を行っております。この時に、県南の主要路線である、県道33号線人吉水上線ですね、の道路改良を早急にお願いしたいということで、蒲島知事とそれから田島副知事、それから〇〇土木部長ですかね、いらっしゃったところをお願いをしました。

この時はですね、球磨郡出身の県議の方がお2人来て同席をしていただいたんですが、この方々にもしっかりフォローをしていただきました。今まで個別のことはなかなか大きな災害があったんで言いにくかったんでしょけど、今回、こういうことを発言されましたので、多分、多良木の住民の方も待っておられると思いますので、県の方としては早急に着手してほしいということが、その時に県議の方でフォローしていただきまして、その時に土木部長、熊本県の土木部長の方でもですね、その時、会議が終わった後に立ち話だったんですが、先ほど課長が言いましたような形で入札が一部終わってるという話もこの時にいただきました。

少しずつ進んでるんだなという実感を得ましたので、その時に手応えを得ましたので、その後、議会棟の方に移動しましてですね、県議会議長室で議長、副議長に対して要望活動を行いました。この議長は人吉の溝口議長でありまして、溝口議長に対して県道33号線の早期改良を要望をしております。

議長からはですね、自分もこの路線については、住民の方々から不便をかけているということは聞いておりますので、しっかり対応していきたいと思いますというように回答いただきました。

そして先日、課長が申し上げましたが、8月24日の午後2時から振興局会議室で多良木町と振興局土木部によります土木推進協議会というのが毎年やってるんですけども、こちらで要望活動を行っております。その後、振興局長室の方に移動しましてですね、課長の方でこれから色々また説明があると思うんですが、そういう進捗状況と早期改良についての要

望を行ったところでは。以上が県道 33 号線に関する私が行ってきました最近の要望活動になります。よろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 6 番。

○6 番（魚住憲一君） 人吉水上線に対しましては、30 数年ほったらかされたような道路が 10 年前から今の改良に向けて進んでいるというような状態で、今のうちにやっておかないと多分、あれを途切れさせれば、もう永久的に多分できないのかなとは思っていますから、そのところを県の方によりしくお願いします。

質問事項 2、道路改良工事について。産業道路から中学校正門前までの水路の敷設替えは施行されて数年経ちます。

そこで (1) 県道梶屋多良木線改良工事で、中学校通りの水路の付け替え工事までは終わったようだが、その後なかなか進まないようである。現在の改良工事の進捗状況と今後の見通しはどのようになっているのか伺います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） お答えいたします。

県道梶屋多良木線につきましては過年度において、現在、中学校の正門までが改良整備されております。

その後につきましては、本年度内に起点側、中学校側の方向、中学校側ですね、正門側から王宮神社の方向へ工事発注を予定していると伺っております。

また終点側、国道側に向かってですが、こちらにつきましては現在、積極的に用地の交渉に取り組みされており、町としましては早期着手を要望しているところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 6 番。

○6 番（魚住憲一君） 国道の方から踏切までの用地買収に多分、手間取っていると思いますが、この件に関しては、町は携わっていないのかお尋ねいたします。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） お答えいたします。

現在のところ、国道側に向かっての用地交渉につきましては、町の方への協力依頼もございませんので、今のところは携わって、関わってはおりません。

○議長（高橋裕子さん） 6 番。

○6 番（魚住憲一君） 一応、県の方から話があれれば、その時は町の方も手伝ってあげれば早く進むのかなと思います。多分あと何件が難儀されてると思います。

中学校通りは国道から全線できないと通行できないのか、それとも水路の切替え工事をし、部分的に通行できるのかを伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、お答えいたします。

現在のところ、県の方としましては、既に完成している部分も含めて共用開始、通行できるようにすることは今のところは考えていらっしゃらないと。

ただしかしまだ、中学校から中学校正門から先の方ですね、王宮神社に向かって、あちらの方の進捗状況や国道側の状況を見ながら共用開始、通行可能にはしていられるものと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 6 番。

○6 番（魚住憲一君） 産業道路から今回、王宮神社の通りまでできるっちゃうあれになればその部分だけでも、改良が終わったら通行できるように県の方に相談していただければと思います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、県の方とはいろいろ相談しながら、中学校、中学生も通る

道路でございますので、できるだけ利便性が高まるようにですね、県の方とは交渉していきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 6番。

○6番（魚住憲一君） せっかく水路も付け替えて広い道になったような感じに誰でも見受けられますから、そのところを県の方と検討をお願いします。

それでは質問事項 3、町営住宅について。先週の金曜日に近くを通ったら、雑草は刈られている最中でした。なぜ今頃になってと思い、定期的にされているのかなとも思いました。

そこで(1)黒肥地の小堤第1団地、小林団地は入居者が減少し、敷地内は雑草が茂っている。町としては定期的に見回り管理されていると思うが、このような状況を町としてはどのように思われているのかを伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、お答えいたします。

町営住宅につきましては、居室に庭が付随している住宅につきましては、入居者に庭の手入れをお願いしているところでございますが、それ以外の入居者共有部分、駐車場や進入路などの樹木等につきましては、町が管理することとしております。

町が管理する部分につきましては、シルバー人材センターへ除草作業等を委託しているところでございますが、近年は作業が追いつかない状況にあるということで、先ほど述べられましたとおり、先日、職員の方が出向き除草作業した次第でございます。

生い茂ったままにしておきますとやはり、虫や有害鳥獣の営巣地となり、住環境の悪化にもつながりますので、今後におきましては早急に対応していきたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 6番。

○6番（魚住憲一君） はい、住宅の中は軽が通れるぐらいの雑草で茂っていましたが、今後は定期的に見回りして管理させていただきたいと思います。

(2)の、この住宅について入居をされていない棟があるようだが、今後どのような計画をされているのか伺います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、お尋ねの二つの住宅、小堤第2団地につきましては昭和41年から、小林団地につきましては昭和45年度、47年度、48年度、それぞれから管理を開始しており、全て耐用年数、現在30年を超過している状況にあります。

30年を超過しておりますので、現在は新規入居の受け付けは行っておりません。

現在、入居されている方々が全て退去された後につきましては、取壊しを予定しております。

取壊し後の跡地につきましては、現在のところ未定でございます。

また現在、入居されている方につきましては、小堤第2団地が3世帯4名、小林団地が9世帯13名の方が入居されている次第でございます。

○議長（高橋裕子さん） 6番。

○6番（魚住憲一君） 小堤の方は3世帯、小林団地の方は9世帯ということですが、実際住まれているのはもう多分この半分ぐらいかなとは思いますが。

あとはもう荷物を置いただけの方で、家賃だけを払われているのかとは思いますが、多分、管理はできないと思いますから、そこのところを町の方はどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、お答えいたします。

入居されている方々の様々な理由によりですね、先ほど申しましたとおり、庭つきの住居に住まわれている方は庭の手入れをお願いしておりますが、様々な理由により手入れができません。

い、または現在は家賃等は払われているが、入院など長期に不在となる場合があるかと思いますが、その際は町の方で管理をしたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 6番。

○6番（魚住憲一君） もう入居者がいない棟は何棟かありますから、その部分だけでも早めに解体の計画をして、後のことを考えるあれはないかを伺いたしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、お答えいたします。

入居者が入っていない棟におきましては、今後、取り壊す、早期に取壊しについては財政負担も生じますので、財政といろいろ話しながらですね、進めていきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 6番。

○6番（魚住憲一君） それか入居者がもういない場合は、リフォームとかされて貸し出すうちゅう考えは、もう町としてはないわけですか。

ということは、リフォームの方はお金はかからないし、安い家賃では貸せるのかなては思いますが、その件についてお尋ねいたします。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、耐用年数、30年はもう過ぎておりますし、かなり中の方を見ますと老朽化が進んでおり、一部柱など腐れている部分もございますので、リフォームをして貸し出すよりも、貸し出してもそれ以外に耐震に耐えられるかというようなことも考えられますので、耐震に耐えられない場合は、その補強なども多額の費用がかかると思われま

す。そういったことも踏まえてですね、そういったものを検討しながらですね、リフォームできるのであればリフォームするかもしれませんが、今現在であれば取り壊す方向へ進んでいるところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 6番。

○6番（魚住憲一君） それか入居者のいない部分は解体し、若い人が住めるような新しい住宅を作る計画はないか。

今は新しい住宅を作れば若い人は入るようです。また10年経つと払い下げできるような住宅を作る計画はできないかを伺いたしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） はい、その点につきましては、現在まだ取壊しも行っておりませんので、計画は先ほど申しましたとおり未定ということで今ご質問いただきました件につきましても考慮しながらですね、跡地については考えていきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 6番。

○6番（魚住憲一君） 今は新しい住宅を建てられれば、どこのものにもすぐ満床になると思

います。ということはもう黒肥地の小堤住宅の下の方ですけども、あそこも新築をされたら抽選するように入るあれがありますから、できれば新築を安い、安くて入られるような若者向きみたいな感じの住宅を作っていただければ、検討していただければと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで6番魚住憲一さんの一般質問を終わります。

次に、11番猪原清さんの一般質問を許可します。

11番猪原清さん。

猪原 清君の一般質問

○11番(猪原清君) ちょっと午後からだと思ってましたので、心の準備が未だ整わず、予習をしようと思ったんですが、いきなり入りたいと思います。

それでは、私の一般質問を行います。質問事項1番、中学校跡地の活用について。

質問の要旨(1)旧多良木高校跡地での中学校校舎の供用開始まで1年となりました。現中学校の敷地活用について、今後どのようなスケジュールで検討を行うのかということで、旧多良木高校跡地での中学校改築が今現在進んでおります。

その供用開始まであと1年。まだ1年と思うか、もう1年しかないと思うか、そこは考えたい、考えていただきたいところですが、もう既に大多数の町民には来年の9月から校舎が移転して、新しい校舎で供用されるというのは周知され、周知の事実だと思うんですが、あと1年ということで、活用方策の検討についてはもういわゆる待ったなしの状況だと思います。

今後の活用のスケジュール、活用方策のスケジュール、検討のスケジュールですね、及び専門部会等による検討はどのように行う予定か、まず町長の答弁をお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) はい、議員おっしゃいますとおり、予定では来年の令和5年の9月に中学校の移転という計画をしております。なるべく早く、現在の中学校の敷地の活用をした方がいいと言われるのもよくわかります。

私と教育長の佐藤先生とお話をしておりますのは、現在はまだ中学生が、中学生の皆さんが校舎で学習をしておりますので、中学校の生徒さんたちが新しい校舎に移転された後に、住民の代表であります議会の皆さん方、それから住民の皆さんのご意見、例えば研修センターにお集まりいただいて、それぞれご意見を述べていただくとかですね、そういう方法、あるいは今回のえびすの湯のアンケートのように、広く住民の皆さん方のご意見をお聞きしながら、その中でいろんなアイデアを持ち寄っていただけたらと思いますので、それを参考にしていくなかの案がまとまりましたら、改めて議会の皆さん方のご意見をお伺いして、後でこうすればよかったとかいうような後悔のないようにですね、考えております。

多くの住民の皆さんに納得していただけるような答え、着地点を探していければなというふうに思っております。

早く、早くっていうのは本当によく分かるんですね。計画は早めにしておいた方が、もういずれどういう場合でもいいわけですけども、何分あそこでまだ子どもさんたちがですね、学習をしておられますので、そして今回の多良木中学校の敷地は多良木町のものですので、ゆっくり考えて、例えば高校の敷地跡のようにですね、熊本県の方々とお話をするとかそういうことは一切必要なくて、多良木町だけで決めていっていいと思いますので、このあたりは皆さん方と話しながら、一番いい方法を探せばというふうに思っております。

○議長(高橋裕子さん) 11番。

○11番(猪原清君) そうですね、あんまりまだ学習しているのに次ということになればですね、浮足立ってくるかなと。

私は本当、浮足立つほうですから、そういう生徒の動揺がですね、無いようにしてはいただきたいんですが、参考までに、現中学校、これはグラウンド全て含めたところでの敷地面積はどれぐらい、具体的にどれぐらいあるかお伺いします。

分かる人、答弁してください。教育長か担当課長、よろしく申し上げます。

すいません。これは質問の相手、町長としてでしたが、一応教育長も含めたところで、担当課によろしく申し上げます。

議長よろしいですか。

○議長（高橋裕子さん） 答弁の許可をいたします。

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一朗君） お答えいたします。

現在の多良木中学校の敷地面積は、3万4,576平米でございます。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） なぜ敷地面積を聞いたかっていうと、このような広大な土地であります。

そこで2番目の質問ですけど、現在この敷地を活用したいという地元誘致企業とか、そういう関係団体からの打診等は町に来ているのか、答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、この件については、何年か前に議員の方からご質問を受けたことがあります。その時にお答えしたのはですね、その時ちょうど多良木町に大きな企業が、多良木町にある企業の専務さんがですね、その相手方の方を連れてこられました。

その時ちょうどですね、農林商工祭の最中で、色々お話をしながら、その方とどういふことを考えておられるのか聞きましたらですね、その方はアジア人を対象にした日本語学校を今の校舎でやりたいと。今の校舎がもし空いたら、その時は自分のところに使わせていただけないだろうかというご相談でした。

実は名刺を見ましたらですね、熊本城のそばにあります〇〇〇というレストランですかね、和風レストランがあるらしいんですが、ここの代表の〇〇さんという方だったんですけども、この方が来られて、中学生が全部退去した後に使わせていただけないだろうか。

それは、やはり日本語学校を作って、そこで外国、アジア人の方々に日本語を教えて、いろんなことで皆さん苦勞されてると思うので、自分もそういう一端を担いたいということをおっしゃいました。

それから3年ほど経っております。結果的に今の中学校の事情で、かなり校舎自体が古くなって危険な建物になっておりますので、こちら国の方から55%の補助金をもらって解体をするというふうな形になるようです。

文部科学省のですね、補助の要綱の中に、これは担当課から聞いたんですけど、新しく作るために解体するということであれば補助金が出るということですね、解体する補助金、自前で解体するとなかなかお金がかかりますので、一般財源でしなくてはいけないということで、それを利用して、高校、多良木高校の跡地に中学校が移るので、もう現在の中学校の校舎は古くなって危険な校舎になってるので解体をするということになりました。

〇〇〇のご主人がですね、そういうふうにせっかく言っていたいたんですが、その話はもう多分もうできないことになりますので、近々ですね、その専務さんにはお断りを申し上げて、こういう状態です。話としてはしなくてはいけないかなとずっと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） なぜこの質問をしたかという、ちょっと私が確認したわけではないんですが、ある方から、今現在誘致されてる企業の一つか二つから、あそこ、あそこっていか跡地ですね、使えないだろうかという打診があったんじゃないかなあという、私が確認していないので推測の段階ですけど、ていう話があったものでお聞きしましたが、では今後ですね、そういう校舎は解体するということで今伺いましたが、この敷地と広大な敷地について、そのような打診があった場合、仮定として町としてはどのような対応というか、その企業に対する回答はしていられるつもりかお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、もちろん企業が来ていただくということであればですね、

あそこ敷地が広いのですので、その敷地の一部に企業誘致できれば、それはそれで非常に多良木町にとって良いことだなというふうに思いますので、ぜひそういうお話があれば、町の方にお知らせいただければと思います。

ただ、あそこがですね、これあの子の後の質問にもちょっと絡んできますが、浸水地区になってるんですね。50 cmから3mの浸水地域になっておりますので、やはりこれはそのままご提供するというのは難しいかなと。

やはり町の方としては安全な場所に来ていただくというのがやはり一番ですので、今はどちらかという、ちょっとあの浸水地域になっておりますので、もし球磨川が越水して、堤防を越えてきたときには危険なところになりますので、そこを、後でかさ上げのお話も出てくると思うんですが、その時にまたお答えしたいと思うんですが、やはり整地をしないとかなかなか企業さんにもですね、ご提供はできないかなと。

もしご提供するならば、整地をした後で、議会の皆さん方、そして住民の皆さん方に納得いただいた上で誘致ということであれば、非常に歓迎できる誘致ではないかなというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） では（3）にいけますけど、町長は総合計画の中に地域防災力の向上、これあの私の前にも数名お聞きされましたけど、この地域防災力の向上を掲げておられますけど、中学校敷地を隣接する総合グラウンド、車中泊スペース、今度シャワールームとか作りますけど、あと町民体育館などと、いわゆる接続したところで地域となる大規模防災拠点づくりですね、これは何回も言ってますけど、可能となると思います。

というのが、やはり先ほどの質問で誘致企業というお話をされましたけど、立地面もそうですが、例えばもう少し広域的に町民とか上中球磨の広域的な住民にメリットがあるような、例えば、私、誘致企業が駄目だと言ってるんじゃないんですけど、やはりもう少し広域的な有益性を持つような設備、インフラですね、そういうのがやはり大事なかなということになります。

現在、各地で水害とか災害起きてますけど、地震も含めてですね、避難される方イコール結構車中泊が増えていると思います。車の普及もそうなんですけど。

ですから今現在、町が持っている総合グラウンド拡充し、もちろんトラックは400メートルの全天候型に改修して、やはり町民体育館から中学校跡地一帯を地域防災の拠点とする。当然、役所、ここが防災指揮所となり、その防災拠点が隣接する広大なスペースとなります。これあの避難者、車中泊、さらには自衛隊、消防、応援隊の集結場所となりうることで

このような地域を、跡地をですね、多良木町だけではなく地域防災拠点の一つの核にするという、こういうことについて町長は考えられたことはありますか。答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、議員おっしゃるとおり総合グラウンドなどですね、これまで代々の町長さんが計画されて実現されてきた駅周辺開発事業、先ほどもちょっと申しましたが、町の中心部に位置しております多良木駅周辺に多くの施設が集中しておりますので、この場所にさらに中学校の敷地を活用しながら、いつ起きるかわからない大規模災害に備えて、車中泊ができるような、集中豪雨とか大規模災害、地震災害に対応できるスペースを確保していくというご提案はですね、7月豪雨を経験したこの地域にとりましては、大変意味のあるご提案であると思います。

400mの公認グラウンドのご提案も併せてですね、このような提案をたくさん出していただいて、これらの実現可能ないくつかの提案をですね、議会の皆さんと論議していく中で、そういう方向性というか、着地点というか、そういうものを決めていければというふうに思

っております。

今、議員おっしゃった大規模災害に対応する大規模避難施設というのはですね、これからやはり将来に向けて災害が多くなってきておりますので、そういう考え方は当然、私たちも必要だなというふうには思っています。

今、ただ車中泊に関しましては、大量の方々が来られたら、今の総合グラウンドと野球場では対応できなくなるかと思っておりますので、確かにあそこの中学校跡地をかさ上げするような形で広げて、駐車場も含めて考えていくというのは、皆さん方が合意を得られやすいのかなというふうには思っております。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） 皆様もうご承知のとおりですね、この25日には、西日本ですね、ほぼ西日本の有力な実業団、大学、高校が参加する奥球磨駅伝大会というのがこの多良木町役場、研修センターの前をスタート・ゴールに開催されます。

こういう大規模なイベントが今後も継続されるとなれば、ますます町の中心にあるこの役場を含めたところで、その総合グラウンド一帯、インフラ整備の必要性はおのずから高まってくると思います。

そういった大きなインフラが整備されれば、こういう大きなスポーツイベント以外にも、隣の水上村のように、例えばシーズンには実業団、学校が合宿に来て、宿泊施設、水上村は宿泊人数が増えてますよね。あとは多良木町の飲食業、えびすの湯も含めたそういう施設も潤ってくると思います。今の施設では足りないぐらいの、シーズンにはですね、そういう需要が来るのかと思います。

あと違う視点から言わせていただければ、現在も、先ほどの前の答弁で町長も言われましたけど、国県による河川改修、河道掘削、継続して実施されています。私の知人に聞いたところでは、市房ダム、現在、掘削されてる市房ダムの土砂だけでも、あと15万立米が搬出予定ということでした。私のこのあんまり算数は強くなかったんですけど、私の計算では、10tダンプで約2万5,000回分、これ気が遠くなりますね、10tダンプで2万5,000回。その土砂、土捨て場だけでも相当の規模が必要です。

ちょっと計算したんですが、その自治体がいただいているのかどうかかわからないんですけど、1台ダンプで500円とか、そういう出どころは国県とかのお金になりますけど、それが土捨て場に持っていかれると。これでこれ全部2万5,000回、例えば中学校の跡地に運んでくださいとなると、750万ぐらいいただいで、いただけるというような量です。これはあくまで私の計算ですよ。深く精査しないようにお願いしますね。

その仮に、そういう中学校が低いと先ほど町長言われたとおり、ちょっと浸水危険があるということであれば、これほどの好条件。以前にも町長、課長言われましたけど、好条件はないんです。

さらにその関係者に聞いたんですけど、市房ダム等の土砂というのは、いわゆるヘドロは混じっていないきれいな土砂ということで、そういうかさ上げには最適とまでは言わないにしても、かさ上げに利用するのであれば、悪い土砂ではないということを知りました。この辺ちょっと一考いただければと思うんですけど、町長どうでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、確かにハザードマップによりますとですね、このあたりの中学校のグラウンドは、大雨が降ったらかなり浸水することになってます。50cmから、先ほどもちょっと言いましたが3mの浸水区域になってます。

将来的にこの敷地、グラウンドを安全に使っていく場合のことを考えますと、使い方いろいろあると思うんですが、議員言われますとおり、総合グラウンドの高さまでかさ上げをした上での利用計画ということになってくるのではないかなというふうに思います。

そういう意味で考えます時に、河川整備計画に沿った河道掘削を今行っていたいでありますので、市房の土砂もかなり撤去される、先ほど言われましたが撤去されるということです。かさ上げのために現在の中学校の敷地に運ぶというのはですね、大変合理的かつ有効な手段じゃないかなというふうに思っております。

民間の土捨て場の場合はですね、有料で県も国も捨てておられますけれども、町所有の場所を土捨て場にして国県からお金をもらおうと、1t当たりいくらとか、もらおうということ、ちょっとできないかなというふうに思っています。

ていうのが、多良木高校の敷地と体育館とプールを無償譲渡していただいておりますので、これを右側に置いてお金をというのなかなか言いにくいかなというふうに思っています。

土砂を捨てるのは有料ではちょっと無理かなと思いますが、しかし多良木町のために土捨て場として利用していただくと。土捨て場っていうか、その土砂に関してもいろんな種類があると思いますので、もう一つ河道掘削をした場合の球磨川の砂がかさ上げに適したものなのかどうかですね、このあたりは私の方では専門的な知識持ってませんので、建設課長の方でちょっと答えを用意してると思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君） 河道掘削、ダム湖しゅんせつによる土砂の受入れ等について、また、かさ上げ、盛土等についてご説明、回答いたします。

河道掘削、ダム湖しゅんせつによる土砂の受入れにつきましては、受け入れる土砂の状況にもよると考えております。

砂ばかりが多い場合は、盛土した場合に雨等で流出する恐れがありますし、また大きな玉石ばかりでは、造成時において締りが悪いなどの悪影響が出てまいります。受入れにつきましては、掘削土砂の状況を見て受け入れるべきと考えておる次第です。

また過去には、掘削土砂のですね、汚染物質問題もあっておりますので、その掘削土砂の成分分析も行った上で受け入れる必要があると思われま。

それからもう一つですね、盛土かさ上げ等についてですが、盛土かさ上げ造成等につきましては、令和4年5月27日に宅地造成等規制法の一部を改正する法律が公布され、令和5年5月に施行される予定となっております。

この法律改正によりまして、盛土についての規制が強化され、都道府県知事が指定する区域内での盛土などについては、都道府県知事の許可が必要となります。それによって様々な制約が課されるものと予想されております。

現在のところ、法改正に伴う許可条件などの詳細がまだ不明でありますので、仮に中学校跡地が区域指定され、本町が中学校跡地に土砂等を受入れ、造成する場合には、民家、農地、町道などに隣接しておりますことから、許可要件として、様々な条件がつけられることも想定されます。

許可要件次第では、盛土造成を行うに当たり、財政的な負担が出る場合も想定されますので、土砂の受入れについては、関係機関、関係部署と十分な協議を行う必要があると考えております。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） 専門的見地から、恐らく先日の熱海の事故等からますます規制は厳しくなったと思うんですけど、1番の質問、もうすぐお昼になるので、ちょっとシナリオつけ足してきたんですけど、この先はもう答弁求めませんが、初老のおやじの独り言と聞いてもらいたいんですけど。

やはりこういった大規模なインフラに関してはやはりお金ですね、が必要です。例えばお金が自主財源がない、基金もそんなないということであればやはり、副町長もいらっしゃいますけど、県がスポーツを今後推進しますとか、国が、国・県が緊急防災・減災事業債の

ように、防災・減災を推進しますということであれば、やはりそっちの観点から、助成なり補助なりがないかとか。

あとその公的資金だけではなくてですね、民間も活用した、以前も言いましたけど、ある、コロナ禍で色々意見も変わると思うんですが、民間も協力するよと、その代わりうちの会社の名前付けてくれと、このグラウンドに。何とかグラウンドとか、何とかスタジアムとかついたら、それなりのお金を出しますとか、そういう企業も実際あるわけですね。

ですからこういう大規模なインフラ整備に関しては、国・県の財源等も含めて、民間活用の検討も視野に入れたところで長期的に、長期的に考えると絶対に必要なインフラ整備なんですね、こういう広域避難、広域防災の拠点というのはですね、町には必ず必要です。

この上中球磨地域にも絶対に必要となりますので、それがまたこの地域の人口減少を少しでも食い止めたり、消滅を食い止めたりっていうようなことになると思います。

そういうことで1番目の質問、中学校跡地の活用についてはこれで終わります。

○議長（高橋裕子さん） 猪原議員、昼食の暫時休憩入れたいと思うんですがよろしいでしょうか。

昼食のために暫時休憩いたします。

午後は1時より開会いたします。

(午前 11 時 59 分休憩)

(午後 01 時 00 分開議)

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。11 番。

○11 番（猪原清君） 午前中は一部、不手際がありましたので、午後からは少し立て直していきます。

2 番の空き家対策について。今後、空き家の倒壊危険や防犯・防災等の対策はどのように講じるのかということで、実は私のうちのすぐ近所にも、今にも倒壊しそうな廃屋があります。やはりもう家があったかないかもわからないような、樹木とかそういう葛とかに覆われている廃屋です。そこから、そういう雑草のつるとかが電柱・電線まで伸びて、最近も九州電力の作業車が2台ぐらい来て、そのつるの除去作業とか清掃をしてました。

これらによって停電とか、その作業をしている方に聞いたんですが、やはりそれによって停電、場合によっては火災まで引き起こす危険性があるということで、定期的な作業を行っておられるということです。

私もほぼ毎日、健康づくりのために自宅から半径5kmほどあちこち岡原に行ったり須恵に行ったり岩野方面に走りますけど、やはり車で通るだけでは、わからないような多くの空き家を目にしています。その中にはまだまだ手を加えれば住めそうな空き家もありますし、うちの隣のように野生動物の住み家になっているような廃屋もあります。

この倒壊危険のある空き家については以前も危機管理防災課に相談しましたが、このような空き家はここだけではない、それを空き家ごとに分類して処置を施すというのは、まさに予算等の兼ね合いもあって、すぐすぐには今日、明日には難しいかと思うんですが、このような放置された使用不可の空き家について、使用不可の空き家も含めて、今後、計画的に対策を講じる必要があると思います。町としてはどのように考えておられるか答弁お願いします。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

現在の空き家の対応につきましては、倒壊の恐れがある等の相談があった場合に家屋の所有者、また管理者等を調べまして、その建物の写真と共に解体のお願いと危機管理防災課に連絡してもらうように依頼の実施を行っているところでございます。

空き家の調査につきましては平成 27 年に実施しております、その際は空き家の戸数が 272 戸、そのうち解体が必要と判断される家屋が 76 戸でございました。

前回の平成 27 年からの調査から、もう 7 年ほど経ちますので、まずは再度、空き家の調査を行いまして、実態の把握ができればと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原清君） 課長答弁されたとおり、この資料にその件数も入ってますが、この私が聞いた、こう政策空き家っていうのは恐らく午前中も質問のあった小林住宅とか、今後はもう入れないで解体を待つという空き家だと思うんですけど、この居住不能と判断される空き家が 76、このうち地権者・所有者と連絡可能な空き家の数は不明ということで、ちょっとこれシナリオに書いとらんやったんですけど、これは連絡しようとしたのか、あるいは連絡を試みたが連絡がつかなかったのか。そういう連絡をとろうとしたという経緯は今までありますか。

この不明という 3 番、4 番の件で、そういう対応をとられたのかお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

平成 27 年の調査につきましては、行政区担当職員と区長さんにご協力いただきまして調査をしたところでございます。

なかなか所有者・管理者までは、その際は調査ができておりませんでしたので、通知等は出していないところです。

今回また新たに再度ですね、調査を行いまして、その際には所有者・管理者等を調べまして、分かった所には通知と現況の写真あたりを付けて、解体等のお願いができればと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原清君） 実はこういう倒壊危険のある建物等に関しては、実は身近なところでは熊本市、これが空き家の解体に対して 1 軒当たり最大 60 万を補助すると、こういう施策をとっております。

全国的にも調べると、自治体や規模、いろんな条件は様々ですけど、大体 50 万から 100 万程度の補助を出して倒壊危険空き家の解体を促しているという現状です。

町でも、そのような倒壊危険空き家解消策はとれないものか。もちろんこれも予算の関係が背後にあります、こういう検討はされるのか今後、お聞かせください。

○議長（高橋裕子さん） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉純君） それでは、お答えいたします。

現在、空き家の解体に対する補助につきましては、検討はしていないところでございます。

先ほども答弁いたしました、まずは空き家の調査を実施しまして、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原清君） うちの近くの空き家もですね、その隣の方がもし解体した、すぐ隣地ですので、何か策があったら解体して、うちで所有してもいいというような、そういう実際、意見を持った方もいらっしゃるわけですね。

ですからこういう倒壊危険とか火災危険とか、うちの隣の場合は倒壊危険でしょうけど、やはりネズミとかアナグマ、いろんな動物の住み家になってるのはだいたい事実ですから、やはり何事もですね、そういう倒壊とか火災とか起きてからでは遅過ぎます。

そういうことが起きてからでは遅いついていうの、それはもう、そうなったら今度は町民の批判が出てくると思います。何で今までしなかったのかなど。やはり色んなその空き家の状況にもよりますが、そういう危険性を区長なり住民なりから指摘されているような建物が

あれば、やはり早急な対策を講じていただきたいと私は思います。防犯、防災の観点からでもですね、これは強く措置をお願いしたいと思います。

質問の要旨の(2)に移りますけど、空き家の中にですね、まだ居住可能、午前中も魚住議員聞かれましたけど、利用できる空き家は、私が歩いて見てる感じでも結構あると思います。このように再利用・再活用ができる空き家等について、何らかの利用に対する方策などの検討はされてますか。これを答弁お願いします。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） それでは、お答えいたします。

空き家と申しましても、議員が申されるように、解体などではなく、まだ住める物件がございます。さらに住める物件の中にも、リフォームが必要な空き家と、リフォーム不要でそのまま住める空き家がございます。

多良木町では、リフォーム等が必要な空き家の購入については、町の介入、仲介はありませんが、個人的に不動産業者などの仲介により購入される際、建設課の方で担当されている住宅リフォーム事業補助金を利用してお住まいになられる方もおられます。一方、リフォーム不要で住める空き家については、空き家バンク制度の事業を行っているところでございます。

この空き家バンク制度につきましては、前回、6月の一般質問でも少しお答えしたところでございますが、改めてご紹介させていただこうと思います。

多良木町におきましては、空き家の有効活用による都市住民等との交流及び定住の促進を図ると共に、地域の活性化及び景観の保全に資することを目的として、平成29年5月1日に多良木町空き家バンク制度実施要綱を定め、町のホームページや回覧文書により、制度の周知と空き家バンク登録申請の募集を開始しております。

以降ですね、毎年、税務課からの固定資産税納税通知書の発送の折に、この空き家バンク登録のお願いの文書を同封させていただき、令和4年度におきましても、納税通知書へ約4,500通のチラシを同封し、所有者ほぼ全ての方に周知を図っております。

あとこの空き家バンク制度の概要の方もちょっと答弁させていただければと思います。

概要としましては、町内にある空き家の賃貸・売却を希望される空き家所有者から申込みを受けた物件情報を町のホームページ等に掲載し、空き家利用希望者へ情報を提供する制度でございます。

町は契約等の仲介はできませんので、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会と協定を締結して、具体的な交渉・契約の仲介をお願いしているところでございます。ですので、町は直接の関与はしていないところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） すいません、まだシナリオがありました。

以前の一般質問でですね、やはり空き家対策のところで、私は例えば携帯業者が一時期やってた、今はやってるかどうかわからないんですけど、安価を提供して、その代わりリフォーム等は地元の業者を使えとか、固定資産税はもちろん払ってもらいますとか、そういう考えのお話もしたんですけど、あくまでもそこは民間の話ということで。

町がどこまでこうできるかっていうのは、かなり難しいと思うんですけど、ちょっとテレビでですね、どっかの市町村がそういうことやったって、これもちろん私が言った後ですよ、私はだから私の質問を聞いたんかなどっかの町がと思ったんですけど、1万か何万かで売り出して、そこに住んでもらうと。そういう施策をとった町があるって聞いて、なるほど私も大変こう先見の目があるなどその時思ったんですけど。

話は変わりますけど、こういう空き家とかに、例えば玉東町ではウクライナの難民を受け

入れたとか、玉東町は今後あと3世帯ほどの難民を受け入れるという話がありましたけど、こういう国際的な話になって恐縮ですけど、やはりそういうことも含めたところですね、住居に困っている人、恐らく国の支援もあると思いますが、そういう人に対しても、そういう課長が言われたとおりに住める空き家があれば、日本の国益にもなると思います。

先日ですね、熊本県の話で、今度、熊本県のホームページに県下各市町村、恐らく全市町村対象だと思うんですけど、空き家の、全市町村の空き家の情報をホームページに載せて、それを提供するという話がありました。これはやはり、先ほど課長が答弁されたとおりに、空き家バンクに登録されている多良木町の空き家も当然、県にその情報を提供するというところでよろしいですか。

○議長（高橋裕子さん） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田浩之君） お答えいたします。

私もニュース等でそのことは承知しているところでございます。

まだ県の方からはですね、正式な通知等来ておりません。ただそういった情報をということであれば、町の情報を提供することになるかと思えます。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） 1番目の質問と2番目共にですね、やはり空き家の処遇、再活用というのはですね、やはり町の景観・防犯・防災も含め、今度、再活用となると人口流出・移住の促進、ちょっと私も昼帰って良い移住という番組をちらっと観てきましたけど、その土地土地の特色もありますけど、そういう移住の促進に直結する施策の一つになるんじゃないかと思ってます。

この辺もやはりですね、各課横断的にですね、いろんな町の資源を活用するというところで、今後、中長期的な対策をお願いしたいと思います。

では質問事項の3に移ります。今後の町レベルでのイベントの在り方についてということで、質問の要旨は、ここ数年、新型コロナウイルス感染症まん延により、町民体育祭など大きな規模の、町規模のですね、催しが中止されたり縮小されたりしております。

さらに、全国的に深刻な人口減少も町のイベントの在り方を考えざるを得ない状況だと思います。そのような町や地域レベルで開催するイベントの在り方を今後どのように見直していくかということで。

新型コロナウイルスというのがまず一つの大きな要因です。いわゆる、うちの町だけではなくてですね、全国的に人口減少は、これを食い止めるということは至難のわざだと思います。これは社会の流れです。全国どこの自治体も人口減少に歯止めをかけたいと、日々、試行錯誤をしております。

そこで、今年の町民体育祭も中止を余儀なくされました。その町民体育祭をはじめとする、町民全体規模のイベント、色々ありますけど、在り方を真剣に考える時期がもう来ているのではないかと思います。このようなイベントの開催については、様々な町民の方の意見・要望も伺います。

例えば、町民体育館を、あ、体育祭を開催する意味はあるのかとか、これ極端な意見ですけど、このように町民が少ないのに、未だに地区ごとに分けてやることに何の意味があるのかとか、町全部での開催したらいいのにとか、町の職員がそれぞれ必ず祭日、日曜あつた時には借り出されますよね、それはもちろん人件費にもなります。ではもう町職員の働き方改革とも逆行することになるかもしれません。

例えば多良木支部、多良木中央支部とか久米支部、黒肥地支部で体育祭で言えば分かれますね。ところが多良木町中の支部のところを見てみますと、やはりシャッター、言い方悪いですけどシャッター商店街のある町筋の方はテントも張らない、出てもきません。100m競走、20代のところに50代が走るとか、そういう地区もあります。私のごく近い親族、

平たく言えば家内ですけど、中止になってよかったと、出なくてよかったと。特に地区によっては、一人で何種目も、これ体育祭に限ってですね、出る運動会、町民体育祭なんですよ。私も遅まきながら一人で何回も出て、最後には疲れ果ててつこけて怪我するといったこともあります。

やはりこういう時こそ町のお金の使い方も含めて、町民の意見に真しに耳を傾けて、開催の方法とか開催の意義とか、そういうのを広く町民からも聴取して、今後のやり方を考えるべきではないかと思いますが、町長、教育長はどのような考えをお持ちか答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、確かに議員おっしゃるとおりですね、令和 2 年に中国の武漢で発生して以来、新型コロナウイルス感染症というパンデミックの拡大が世界と社会の在り方を大きく変えてしまったということがあります。

経済学者の方々もですね、コロナ前とコロナ後ということで経済学分析する方々もいらっしゃるようですが、収束するようできてなかなか収まらないと。

実は今日の朝の新聞は人吉球磨 16 名だったんですね、その前が 58 名だったので、こないだの 200 人は一体何だったのかなって思うぐらいに急に拡大が縮小してきてます。ただ昨日のやつは日曜日の検査でしたので、検査機関が休みということもありますので、今日の、今日っていうのは昨日ということですね、の発表がちょっと気になる場所なんですけど、また増えてるかもしれないけれども、急に減ったということで、よかったなというふうに思うんですが、これからまた増えてくるかもしれないということを考えると、言い方はあれなんですけど大変たちの悪いウイルスっていうか、パンデミックが世界を席卷しているということだと思います。

このことによって航空会社、それからホテル、宿泊業、飲食業、それから観光業などを中心にですね、集客が困難になりまして、雇用状況が短期で非常に悪くなりました。

以降、議員の言われるとおりですね、様々なイベントの在り方が大きく変わってまいりまして、卒業式、それから入学式は関係者のみで行われてます。それから予定されていた 11 月の第 2 土日に予定されておりましたけれども、商工、農林商工祭ですかね、これも一応、今回は見合せようということになりまして、先だって花火大会に続いて行う予定だった商工会の夜市の方もですね、こちらも控えましょうということになって、ことごとく行事が中止になってると。それから体育祭も今おっしゃいましたように今度 3 年目ですかね、3 年目にもう行われてないということで、これで 3 年間体育祭が行われないということになります。

確かに寂しい限りではあるんですが、前、体育祭の場所に皆さんで集まって久しぶりに会ってですね、それから場所を変えてあと交流会というのは、やはり 1 年間に 1 回くらいはそういうのがあっていいのかなというふうに思ってるんですけども、なかなか今の状況ではそれも難しいのかなと思ってます。

それからえびす神社奉賛会の主催であります、えびす祭りですね、こちらまだ決まってないようですけども、こちらは奉賛会の会議で決められて、あと商工会と話し合いが行われるというふうに聞いておりますけれども、中には感染症対策をとりながら自主的に行われている民間のイベントというのはたくさんあるんですね。

今、行動制限をしておりませんので、国も県も行動制限をしておりませんので、そういうイベントはたくさんあります。その最たるものがサッカーの観戦とか野球の観戦とかですね、マスクはしておられるようですけども、これはもうとんでもなく多くの人を観ておられるということで、人を集めた人吉の花火大会もそうでしたね。それから大がかりなフェスティバルの類いは、民間がされる場合には、行政はそちらの方にタッチしませんので、そういうイベントは行われていると。

しかし形はどうあれ、因果関係は希薄ですけども、やっぱり間違いなくあれは感染を広

げてるということではないかなというふうに思います。連日、厳しい感染症対応の現場で働いておられる医療従事者の方々ですね、の負担を大幅に増加させているということは、これまでは間違いなくそういうことがあったというふうに思います。

医療従事者の方々は何も言われませんが、やはりこういう際限のない人を集めてイベントをやるとかいうことに対してはですね、やはり何とかしてほしいというふうに思っただらっしゃるといふ番組もテレビではあってありました。

先々週くらいまでは200人でしたので、最近はお私達も200名と聞いてもあんまり驚かなくなりましてけれども、発症時に、発症に対する慣れっていいですかですね、そういうものができてきてしまってます。それはやはり注意しなくてはいけないというのは思うんですけども、議員の皆さん方もずっとマスクをして予防には十分気をつけておられますので、これからは、私達もそういう感染予防にはですね、努めていかななくてはいけないというふうに思います。

で、先ほど言いましたが、今回は国も県も行動制限をしておりませんので、短時間の、それとか長時間の時短要請というのも行っておりません。これまでは、前、1年ぐらい前とか2年前はですね、時短要請を行って、その時間短縮した分のお金を国県から払っていたということもあります。ただそれは今はなくなってきているということで、これがやっぱりなかなか皆さんがきつところかなというふうに。時短要請があれば何がしかのお金入ってきたけども、状況が変わらずに時短要請がない、もうお金も入ってこないということになる、なかなか厳しい業態もあるのかなというふうに思ってます。

そういう状況で今、相対的にそういう状況になってきているということです。今、議員ご質問の、そんな中で行政は自ら主体的に関与する行事、例えば不特定多数の来場者がある農林商工祭とかですね、それからそういったものに対して、これはJAさんと商工会さん、それから森林組合さんと多良木町の4者で共同で行っている事業なんですけれども、これに対して意見を求められました。多良木町はどう考えてるのかということ。

皆さんの意見を集約して決めたいということだったようですので、多良木町の方はですね、現在のように1週間で1,000人を超える感染者を数えている人吉保健所管内で、8月に入りまして、その時は7名の方が亡くなっておられました。今、昨日発表がありましたので10名ですね、9月まで。8月から9月にかけて今10名の方が亡くなっておられますが、そういう爆発的に感染が拡大している局面では、中止することもやむを得ないと思いますと、住民の皆さんの健康と命を守る立場にあります行政としては誠に残念ですけれども、開催は本年も見合せとした方がいいんじゃないでしょうかという意見具申をしました。その開催の実行委員会にですね。

で、結果的にJAさんあたりも、ちょっとこう踏み止まった方がいいんじゃないかなということで、今年まではちょっと開催は見送った方がいいんじゃないかなというふうに言っておられまして、森林組合と商工会の方はですね、やってもいいかなということだったんですけども、結果的に中止をするということになりました。

農林商工祭は民間団体が入っておられますので、行政が自ら決めることはできませんけれども、開催か中止かと聞かれたときには、意見具申としては今申し上げたような意見具申をさせていただきました。

随分周りくどい答弁になってしまったんですが、あらゆる大会でのイベントについては、できることならば皆さんの総意でですね、そして時代の変遷に対応したような形の開催を決めた方がいいというのは議員おっしゃるとおりだと思います。

しかしその大会を主催する団体というのがありますので、各団体にはその団体の規約がありまして、その規約に基づいて主催者は開催するのかどうかを役員会、理事会なりで決めていくというのが今の形だと思います。その役員なり、理事会の中で民主的に開催か否かを決

められて、それを関係団体に周知するという手続きが今現在とはとられています。

このように段階を踏んでの、段階を踏んで決められた結果が農林商工祭の中止とか、体育祭の中止とかいう形で表に出てきておりますので、正しい手続によって決められたことに対しての異議申し立てはなかなかでき難いということでもあります。

これからも同じような手法で行事は決定されたり中止されたりすると思うんですが、長年そのような民主的な方法で開催が決められているわけですね。

そこで議員のご質問の町民体育祭を開催する意味はという問いですけれども、これは短くまとめますと、人それぞれに考え方は異なると思いますけれども、住民の皆さんの体力づくりを促し、地域の交流とコミュニケーションを図る中での総合的なスポーツの祭典ということになるかと思えます。

次のご質問のこのように町民が少ないのに、地区ごとに分けてやる必要があるのかという問いかけですけれども、これは確かに、人口減少と少子高齢化が進んでおりますので、同じように思っておられる住民の方々たくさんいらっしゃると思うんですよ。

これを決められるのは、体育協会と体育協会の各支部が運動会の開催についてはですね、決められることとなりますので、そういうご意見を各支部の会議の席で皆さんにご提示いただければですね、皆さんの考え方をまたそこで集約できるかというふうに思います。

次の町全体での開催ということですが、かつてオリンピックの年にですね、4年に1回開催をしていたんですけれども、多良木小学校のグラウンドを使ってですね、開催をしてました。しかしこれも立ち消えになってしましまして、それぞれの地区の事情があったんだと思えますけれども、その後は3地区別々の開催と今現在になっております。

今実施されるならば、例えば総合グラウンドでの開催とかいう形になると思うんですが、高齢者の方々の移動と駐車場ですね、これがやっぱりポイントになってくるかなと思います。いろいろ解決しなければならぬ案件が出てくる可能性ありますが、今のところこちらも体育協会の会議で決められるという形になります。

仮に議員がおっしゃるような機運が醸成されてですね、いいですかね、はい。そんな感じで思ってます。はい。よろしく申し上げます。

ちょっと長くなってすみません。私のは答弁が長くて申し訳ありません。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） 町長が言わんとすることは、この先も大体読めましたので。

やはり町民全体のコミュニケーションの場、特に錦町なんかはもう合併後3地区でやられたのが、今はもう合同でやられてますよね。見るとやはり賑わいますし、一年に一度町全体でこう集まって、おお元気やったかとか、そういう交流の場、ものすごくこう向こうは上手くやられていると思います。

この辺で次の質問に移りたいと思うんですが、教育長もおいやった。教育長、次もありますので、簡潔に1項目ぐらい言うてください。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 失礼いたします。町長さんの方がほとんど述べられましたので、私も右に同じという、これで終わるわけにはいきませんが、そういう感想を持っております。

お尋ねは、こういったコロナの状況下、それから少子高齢化、人口減少、そういうもとの町の行事等をどのようにしていくかと、そういうようなことだろうと思います。

先ほど、私の場合は教育関連行事ですね、なってくるかと思えますけれども、議員が先ほど町民の方々の声をですね、いくつかご紹介されました。私も日頃から同じようなご意見等伺っております。

特に町民体育祭につきましては、もう人口も少なくなっていて、各地区の体育委員は選手集め

に苦勞しよるし、頼まれた人は嫌々ながら義務で出よる人もおるとか、そういった声をよく聞くんですね。

ここ数年はコロナによりまして中止も余儀なくされていますので、町民体育祭も含めて、町の行事についての町民の方々のご意見がですね、飛び交っているのではないかなと思っております。

やはり昔に比べましてですね、やっぱり社会状況、それから人々の価値観も変わってまいりましたので、町行事等の開催方法についても見直しの時期に来ているのではないかなと思います。

ではどのように見直すか。基本的には、各主管団体におきましてその意義、あるいは開催方法等について再度見直しをしていただくと。

教育委員会関連行事としましては体育祭、町の体育、町民体育祭ですね、こういった体育行事関係は体育協会を中心に、それから文化関係の行事は文化協会を中心にいろいろ考えていただきまして、それを踏まえて教育委員会と今後の在り方についてですね、検討を重ねて、そして時代に見合った町の行事をつくり出していけばどうだろうか、そういうことを考えた次第であります。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） 教育長の簡潔な明朗な答弁ありがとうございました。

それで次の、もう既に4項目に入りますけど、3番目の質問にも関連してくると思うんですが、行政区割の今後についてということで、質問の要旨、現状では、町の人口減少に歯止めがかからないと思う。そこで行政区割の今後について、どのように考えるのかということ。

以前も何人かの同僚議員から同様な質問が本会議、全員協議会等出たと思いますが、やはり現在、現実的に町の人口が8,000人台になった。やはりこういう大体、人口減少に歯止めはかからないということを見据えたところで、もう時期的にこの議論を始めないと今後、行き当たりばったり、じゃあ7,000人になった、もうやばい6,000人とかなくなってきた時に、もう既に現実には進んでるわけですから、やはりこの議論を始める時期、これはもう待たなし、もう今からでも始めた方がいいんじゃないかと思うんですが、その点について町長の答弁をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。

今、議員も申されましたとおり、以前もこの件に関しては答弁をいたしているところでございます。

ずっとこれまでも行政区統合に対します補助金の交付施策ですね、またそれから区長会におきまして統廃合の必要性の説明とかを実施してきてまして、自主的な統合検討の支援策を行ってきております。

近年でもですね、また地域活動支援補助金の中で統廃合に関するメニューもありますことから、昨年度は槻木地区がこちらの方を活用されております。

行政区の統廃合によりまして行政区が減少した場合には、委託料等の財政負担の減少や職員の業務量の減少など、ある程度の効果はあるものの、公民分館活動や自主防災組織での共助の役割、年齢構成、また地域の特性などを踏まえまして地域住民の合意が非常に重要なものとなってきていると思っております。

これまでも近隣行政区との統合の検討はあちこちで重ねられてきたところなんです、様々な事情によりまして統合に至らないというこれまでの経緯もありますことから、今後におきましても、地域の実情に応じて統廃合を検討される場合には、個別に意見交換を行っていく考えでございます。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原清君） 先日はですね、投票所、参議院選挙の投票から投票所も統合されました。ある程度、ちょっと私が先ほど質問で言ったのと矛盾するかもしれませんが、これあの話合い、いろんな意見を聞いて決めていくというのはもう民主主義の根幹でもありますけど、ある程度はこうここでこういう施策をしないと町は成り行かなくなるとか、今後の将来に対してもう支障をきたすとかあった場合は、ある程度こう意見も集約したところで、いわゆるトップダウンで決めていく。それに対して批判もあるかと思うんですけど。

実は先ほどもご案内のとおり、コロナ禍でうちの地区の総会もなくなりました。で、その総会の時に、うちの区長ですが、じゃあ総会ないけど隣保班長以上の役員会はやろうということ、役員会を行ったんですね。

ところが、今まで総会やって進まなかった事案が役員会やったおかげで、一気にトントントンって何件か案件が、何年も決まらなかった案件が決まったんです。これ事実ですけど。

それに対して総会に出るべき住民に対しては、回覧も回しました。総会を、実は総会を開く前にアンケートっていかとったんですね、総会を開くべきか開かなくていいかと。開かなくていいというのが9割超。じゃあ役員会やりましょうということ、役員会で決まったことを回覧で全世帯に回して、役員会でこういうこと決まりましたが総会はやらなくていいことだった、このやり方がですね、これ正か否かわからないんですけど、決まりましたので、このような区の政策っていうか、を進めますということ、全うちの区の住民の理解を得たところなんです。

やはり一人一人いろんな意見があります。うちの区も140軒あって、集まるともう200人近く集まって、必ず一人か二人はちょっと待てて言う人はどこでもいるんです、国会でもどこでも一緒です。

ですからある程度、アンケートはもう集約してとられますけど、そういう今後の町の施策に関しては、ある程度はこっちで、執行部の方で、町の方とかですね、こういう施策で進めたいんだが、今回の投票所の件もそうですけど、そういうふうな住民が納得できるような形であればですね、そういう、いわゆる乱暴な言い方ですればトップダウンで進めていくべき案件も結構あるんじゃないかと思います。

この区の統合も含めてですね。やはり何で区の統合が必要かということ、そういう人口減少もちろんなんですけど、お金の使い方ですよね。例えば単純に考えてですよ、区長が100人おったのを50人になったら、その分の報酬、これは歩合もありますけど人口割、もおのずから減っていく。

ただ区長の役割としては変わらない、あるいは多くなるかと思うんですけど、それぞれにグループの班がある、そっちに今もう隣保班長とかそういう班で分担してやりますよね、そういうこともできるわけですよ。

区長が統合したからといって今まで1区、2区、2区の1、2区の2が一つになったからといって、区長1人が苦勞するという、そういうことにはならない、そのやり方もあるんでしょうけど、やはりそういうこともあると思います。

からあのこのお金の使い方にしても、この人口減少に直面してる町として、やはり今、区の統廃合、集約っていうのは重要な課題だと思いますが、喫緊の課題ですよ、再度、町長この点に関して、町長の意見お聞きしたいと思いますが。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 私も区の統合できないだろうかなということ、この数年間、いろんなお話を聞きながら来たんですけどもやはり、障害になるっていうとちょっとおかしいんですけど、今までやってきたことをなかなか変えられないというのは、確かにそれはもうやむを得ないところもあると思うんですけど、三つほどあるなというふうに思いまし

た。

今の皆さん例えば、普通に言えば、あそこあそこはもう近かけん合併してもかえって便利になるんじゃないですかとかですね、そういう話もありましたので、色々と役場内部でも協議してきたんですが、まず小さな行政区だと小回りがきくというのがあります。全てがシステムができ上がってますので、皆さんの周りの情報が回るのが早いということですね。これはすごく便利なことです。これは各区の方々がそういうふうになら現在、8の1あたりはかなり大きいのでですね、区長さんは大変だと思うんですが、そういう小さな区においてはそういうご意見があります。

それから伝統的な人と人との繋がりというのが、なかなかこれがですね、引き離したりくつつけたりというのが難しい場合があります。黒肥地でもある地区、合併どうだろうかということでご相談をした、それは、これは私が今の職につく前のことだったんですけども、その時もやはりお互いの今までのやり方といいますかですね、積立てがあつたり、それで毎年旅行に行ったりとか、そういう老人会のそれぞれのやり方とか、いろんな伝統的な人と人との繋がりが非常に濃い場合、なかなか他のところと一緒にというのは難しいというあります。

それから3点目がですね、今の行政区の形に慣れておられるんですね、皆さん。ですから、これをまた隣と一緒にってということになると、ちょっと抵抗があるということで、小回りがきくということ、伝統的な今までのやり方、そして今の行政区の形に慣れておられるという、この3点がそれぞれの区にあるものですから、もう道を挟んだすぐお隣同士なので、行政としては意外とできるかなと思ったこともあったんですけども、結果的にそれができなかったということがありました。

で、やっぱりお互いの行政区のトップ同士が仲がいいと意外とスムーズに行く場合があるんですね、区長さん同士が非常に仲良くて、お互いに協力してやろうじゃないかみたいなことを別の面で協力をしてやっておられるところもあるんですが、それもなかなかこう話が核心に入るとですね、難しかったということがありました。

もしですね、これから区の統合をやっていくについて、可能性があるんでしたらですね、今まではそういうことはなかったと思うんですが、もし私が伺ってご相談をして何とかなるようだったらですね、私もできればご案内いただけ、ご案内というか来てくれというふうに言われたら、その区の統合の必要性をそこに行って説くというつもりは持っています。

おっしゃるように多良木町は47行政区ありますので、多いことは多いですよ。もうそれに慣れてずっときてますので、そこを一角を崩していくというのはなかなか難しいのかもしれないけれども、やっぱり高齢化が進んでますので、その地区だけでカバーするってことができなくなってくるというのも将来的には、将来的っていかもう近い将来そういうことが現実に今起きてるんですけども、それはこの間申し上げましたように、回覧が最後まで行ってない。最後まで行ったとしても行事が終わってから回覧が回ってくるとかですね、そういうこともありますので、それは皆さんちょっとこう心配ということはおられるんですよ、実は。

ただ行政区の統合ってなると、ちゅうちょされるということがありますので、もし、うちちょっと来て話してくれんぬみたいな話がありましたらですね、いつでも出かけていく気持ちは持っておりますので、是非、議員の皆さん方もそういうのもしありましたらですね、あそこやんねというようなことをご紹介いただければというふうに思っています。

簡単にはいかないと思いますけれども、そういう努力はですね、する気持ちは持っておりますので、よろしく願います。

○議長（高橋裕子さん） 11番。

○11番（猪原清君） そうですね、簡単にはいかないんですけど、これも実際私の地区の話なんですが、実際そういうことを今までずっとやってきたからと言われる世代は、だいた

い 80 代の人が多いんですよ。で、以前も私の区でいろんな決め事があったんですね、隣保班長のまわり方とか。ところが旧態依然なんですよ。

そこで、やはり 80 代の人に直接話して、おじさんそろそろどぎゃんって、もう私 60 代ですけど、うちの世代に任してくれんねと私言いました。したらね、その方たちは、おまえたちがしてくるっとなら、おまえたちの良かごとしてくれと。そこで隣保班長とか隣保班でお葬式とかそういう当番がありますよね、そういう回し方とか、それも今の実情に応じたやり方で変えようということで、私たちと私たち以下、それぐらいの年代でここおかしいよねと、昔から連綿として続いてきてるけど、こうやって回ってきてるけど、この辺はおかしいんじゃないって。そういうところは、もうこの際変えようと。80、90 のじいさんの言うこと、今のオフレコで。そういう長老的な方の言うことも大事だけど、その人たちとやはり自分たちの意見をぶっちゃけ話して、心割って話して、これはもう今の時代に合わないよとか、結構、町長先ほど話された、そういう変えたい、変わらない、そういう変わらないというのはもう殆どもう後期、最後期、ごめんなさい、高齢者の方たちなんですよ。

だからその辺を町長を含めたところで、その次の年代・世代がやはり交代させていかないと、これはいつまで経っても、猪原の爺さんがあぎゃして言いやっでもう変えられんね、あん人はもうせからしかでと。そういう意味では、今度は私たち世代含めたところで、私たち以下の世代が、そうではいけないと思って私はこういう話してるんですよ。うちの地区でもいろいろありました。

ただ、最後はもうおじさんよかろうって、もう若って任せないと。若くはないですけど、はっきり言って。でも草払いとか行くと言われます。清しゃんどんが若手が頑張れよって。若手、若手とはわかっているものの、若手と言われるんですよ。草払いてのはそれだけの高齢者が半分以上は来てると。

そこでやっぱり何回も言いますが、単刀直入に言うと世代交代が必要だということですよ、この町全体にしてもですね。ただもう長老が変えんって言えば変えん。その長老も考えを変えなきゃ駄目なんです。

今までこうして、役場の組織は知らんですよ、知りませんが、以前は聞いたことがあります、昔はですね。私が若い頃の役所勤めのときは、なんもそぎゃん面倒かことせんちゃ良かろんって、新しかことを始めようとすつと、よかよか今までぎゃんしてこうやってきたわけだから、それを変えるっていうのはまた労力もいるし、いろんな条例から、条例とか、いろんなことを変えないかんけん、もう面倒くさいことやめろと。

ただそれが連綿と日本の国レベルの政治を含め、行政が続けて、行政っていうかですね、続けてきたことだと思うので、やはりそういう地区の編成にしても地区内の話合いにしてもですね、そういうコミュニティー、ちっちゃいコミュニティーの話合いですけど、やはりそういうことを行政全体でも、もうこの超高齢者時代、特にこの町は 40%を超えている。そこでやっぱり世代交代なり、若い人の意見をどんどん言ってもらって変えていくべきじゃないかと思うんですよ。

うちの地区にもニュータウンという新しい町があります。やはりそっちの人に言わせると、ニュータウンですよ、うちらは旧タウンです。なかなか旧タウンに入っていくと。私は都会に住んでましたので、これはもう初老のおやじの独り言と聞いてもらいたいんですが、これはもう提案とかその意見で言ってるんですけど、やはり希薄です、そういう繋がりがですね。

やはりそういう世代も含めたところで今後の行政の区割りとか、こういう再編とかですね、進めていってもらいたいと思いますが、あと 11 分ありますので町長 5 分くらい。質問です。これは質問ですからね。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 同じような答えになるかもしれませんが、そういう機会があったらですね、ぜひご教示いただければ、私たちも区長さんたちに総務課長のほうで常々言ってるんですけども、合併のご要望があったらですね、いつも役場の方からいつでも出向きますのでというふうに言っておりますので、最適な行政の単位っていうんですかね、それは広がったり狭かったり今、多良木町してますので、それを皆さんの合意によって上手い具合に単位をまとめていければですね、また行政の形が変われば活性化もいづらか出てくるのかなというふうに思いますので、それはもうしっかりと頭の中に入れておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 11 番。

○11 番（猪原清君） 大変よくわかりました。80 分も喋りましたので、私の質問は、今回の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） これで11 番猪原清さんの一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

（午後 1 時 58 分休憩）

（午後 2 時 06 分開議）

日程第 2 「同意第 1 号」 教育委員会委員の任命について

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 2、同意第 1 号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長（吉瀬 浩一郎君） それでは、同意第 1 号、教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の皆様方の同意を求めるものでございます。令和 4 年 9 月 6 日提出。

記、住所、熊本県球磨郡多良木町大字久米 758 番地 1、お名前が牧直輝さんです。生年月日、昭和 47 年 1 月 27 日。提案理由でございますが、牧直輝教育委員会委員が令和 4 年 11 月 10 日をもって任期満了となるためでございます。

略歴につきましては、略歴書を添えておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

これから、同意第 1 号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

この採決は、多良木町議会運営の申合せにより、無記名投票によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋裕子さん） ただいまの出席議員数は、私を除き 11 名です。

次に、立会い人を指名いたします。

多良木町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番林田俊策さん、12 番落合健治さんを指名いたします。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は反対として取扱います。

また、他事記載のある投票については無効といたします。

それでは投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（高橋裕子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の立会いをお願いいたします。

（投票箱点検）

○議長（高橋裕子さん） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

ただいまから点呼を命じます。事務局長。

○議会事務局長（新堀英司君） それでは、点呼いたします。

2 番中村議員、3 番林田議員、4 番坂口議員、5 番村山議員、6 番魚住議員、7 番源嶋議員、8 番豊永議員、9 番久保田議員、10 番宇佐議員、11 番猪原議員、12 番落合議員。

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。3 番林田俊策さん、12 番落合健治さん、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（高橋裕子さん） 開票事務が終了いたしましたので、投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 11 票、反対 0 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号、教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

日程第 3 多良木町議会議員の派遣について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 3、多良木町議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第 128 条の規定によって、配付しましたと

おり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取扱いは議長に一任することに決定いたしました。

お諮りします。本定例会議の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長(高橋裕子さん) 令和4年度第2回多良木町議会(9月定例会議)を閉じます。

お疲れさまでした。

(午後2時18分散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員